

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和7年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	太宰府市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・後期高齢者医療の資格に係る事務 ・被保険者証等の交付に係る事務 ・後期高齢者医療の給付に係る事務 ・一部負担金減免等に係る事務 ・後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に係る事務 ・後期高齢者医療の各種届出に係る事務
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 福岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収納消込／滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表85、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 国保年金課 市民生活部 納税課
②所属長の役職名	国保年金課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民生活部 国保年金課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 国保年金課、納税課 ②国保年金課長 高原 清、納税課長 伊藤 剛	①健康福祉部 国保年金課、市民生活部 納税課 ②国保年金課長、納税課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	I 8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民福祉部 国保年金課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部 国保年金課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	II 1. および2. いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV		様式変更による追加		
令和2年10月20日	I 1. ②事務の概要	太宰府市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (略)	太宰府市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (略)	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条第1項、第2項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13時点	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59、101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和7年2月1日	IVリスク対策		様式変更による追加		
令和7年2月1日	I 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59、101の項	・番号法第9条第1項 別表85、135の項	事後	番号法改正による項番の整理